

平成 16 年度税制改正の要綱

〔平成 16 年 1 月 16 日〕
閣 議 決 定

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 住宅・土地税制

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

平成 16 年から平成 20 年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 16 年	10 年間	5,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 10 年目まで 1%
平成 17 年	同 上	4,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 8 年目まで 1% ・ 9 年目及び 10 年目 0.5%
平成 18 年	同 上	3,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 7 年目まで 1% ・ 8 年目から 10 年目まで 0.5%
平成 19 年	同 上	2,500 万円以下の部分	・ 1 年目から 6 年目まで 1% ・ 7 年目から 10 年目まで 0.5%
平成 20 年	同 上	2,000 万円以下の部分	・ 1 年目から 6 年目まで 1% ・ 7 年目から 10 年目まで 0.5%

2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除について、その個人が譲渡資産の譲渡をした年の一定の日において当該譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等の残高を有することとする要件を除外した上、その適用期限を 3 年延長する。

(注) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。

3 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の創設

個人が、平成 16 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの間にその有する家屋又は土地等でその年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの当該個人の居住の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（当該個人が当該譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。）において、当該譲渡の日の属する年に当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、一定の要件の下で、その譲渡損失の金額についてその年の翌年以後 3 年内の各年分（合計所得金額が 3,000 万円以下である年分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除を認める。

(注1) 「譲渡資産に係る譲渡損失の金額」とは、譲渡資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）のうち損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいう。

(注2) この特例については、譲渡資産に係る譲渡損失の金額があるときは、当該譲渡資産の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認める。また、純損失の繰越控除制度及び純損失の繰戻し還付制度の純損失の金額には、当該譲渡資産に係る譲渡損失の金額を含めないものとする。

4 特定の居住用財産の買換え等及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年延長する。

5 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。

6 土地、建物等の長期譲渡所得の課税の特例

(1) 長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例を廃止し、次のように税率を引き下げる。

(現 行 (特例措置))

特別控除後の譲渡益 20%

(改 正 案)

特別控除後の譲渡益 15%

(注) 上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

① 次のように税率を引き下げる。

(現 行)

イ 特別控除後の譲渡益 4,000万円以下の部分 15%
ロ 特別控除後の譲渡益 4,000万円超の部分 20%

(改 正 案)

イ 譲渡益 2,000万円以下の部分 10%
ロ 譲渡益 2,000万円超の部分 15%

② 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除及び居住用財産の3,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。

(注) 上記①及び②の改正は、平成16年1月1日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

(3) 長期譲渡所得の100万円特別控除を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用する。

7 土地、建物等の短期譲渡所得の課税の特例

短期譲渡所得の課税の特例について、次のように税率を引き下げる。

(現 行)

- 次のいずれか多い方の税額による。
- イ 譲渡益の 40%相当額
 - ロ 全額総合課税をした場合の上積税額の 110%相当額
- ただし、国等に対する譲渡については、次のいずれか多い方の税額による。
- イ 譲渡益の 20%相当額
 - ロ 全額総合課税をした場合の上積税額

(改 正 案)

- 次の税額による。
- ・ 譲渡益の 30%相当額
- ただし、国等に対する譲渡については、次の税額による。
- ・ 譲渡益の 15%相当額

(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う土地、建物等の譲渡について適用する。

8 土地、建物等の長期譲渡所得の金額又は短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年以降の繰越しを認めない。

(注) 上記の改正は、平成 16 年分以後の所得税について適用する。

9 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を 5 年延長する。

10 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用期限を 3 年延長する。

11 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を 5 年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の適用期限も 5 年延長する。

12 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限を 3 年延長する。

13 密集市街地における防災街区整備事業等に資するため、以下の措置を講ずる。

(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、次の措置を講ずる。

① 適用対象に、防災街区整備事業を行う施行者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（一定の土地等の譲渡に該当するものを除く。）を加える。

② 適用対象となる防災街区整備推進機構の行う土地の先行取得業務の範囲に、特定防災街区整備地区内の土地及び防災都市施設の整備の用に供するために必要な土地の取得等の業務を加える。

(2) 収用等の場合の 5,000 万円特別控除等の適用対象に、次の場合を加える。

① 資産につき防災街区整備事業が施行された場合において、明渡しに伴う一定の損失補償金を取得したとき又はその資産に係る権利変換により過小床不交付によって防災施設建築物の一部等が与えられないこと等に伴い一定の補償金を取得したとき若しくは防災施設建築物の一部等が与えられたとき等に交付される清算金を取得したとき

② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 285 条において準用する都市計画法第 52 条の 4 第 1 項の規定に基づき、施行予定者が定められてい

- る防災都市計画施設の区域内の土地等が施行予定者に対する買取請求により買い取られ対価を取得する場合
- (3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用対象に、防災街区整備事業が施行された場合においてその資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利等を取得したときを加える。
 - (4) 特定土地区画整理事業等のための 2,000 万円特別控除の適用対象に、次の場合を加える。
 - ① 地方公共団体等が防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善等に関する事業の用に供するため当該地方公共団体等に土地等が買い取られる場合
 - ② 都市計画法第 56 条第 1 項の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地の土地等が、当該防災街区整備事業の事業認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
 - (5) 特定住宅地造成事業等のための 1,500 万円特別控除の適用対象となる地方公共団体等が防災街区としての整備のために行う公共施設の整備等に関する事業の範囲に、特定防災街区整備地区内において行われる公共施設の整備等に関する事業を加える。
 - (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、防災再開発促進地区内における防災街区整備権利移転等促進計画に基づく買換えを防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく買換えに改組する。
 - (7) 防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物に関する一定の登記について登録免許税を非課税とする措置を講ずる。
 - (8) 防災街区整備事業組合が作成する文書について印紙税を非課税とする措置を講ずる。
- 14 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を 3 年延長する。

二 中小企業関連税制

- 1 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を 15%（現行 20%）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）について、次の措置を講ずる。
 - (1) 特定中小会社の範囲の拡大
適用対象となる特定中小会社の範囲に、次に掲げる株式会社を加える。
 - ① 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、投資事業組合契約に従って投資事業有限責任組合を通じて投資される等一定の要件を満たす株式会社
 - ② 内国法人のうち、その設立の日以後 10 年を経過していない中小企業者に該当するもので、証券業協会がその定める規則に従って指定をした銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等一定の要件を満たす株式会社

（注）上記①及び②の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に払込みにより取得する株式について適用する。
 - (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる特定株式の譲渡期間等の要件緩和

- ① 上場等の日以後における譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡（現行：上場等の日において同日前3年超所有し、かつ、上場等の日以後3年内の譲渡）をした場合をこの特例の対象とする。
 - ② 上場等の日以前の譲渡については、譲渡の日において同日前3年超所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合をこの特例の対象に追加する。
（注）上記①及び②の改正は、平成16年4月1日以後に行う特定中小会社の特定株式の譲渡について適用する。
- 3 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限を10億円（現行3億円）に引き上げる。
（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に相続又は遺贈（相続時精算課税に係る贈与を含む。）により取得する財産に係る相続税について適用する。
 - 4 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設
相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずる。
 - (1) 当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。
 - (2) 上記(1)の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。
（注）上記(1)及び(2)の改正は、平成16年4月1日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合について適用する。
 - 5 欠損金の繰戻し還付の不適用制度について、中小企業者の設立後5年間に生じた欠損金額及び中小企業経営革新支援法の承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者の欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を2年延長する。
 - 6 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の適用期限を2年（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る措置にあっては、平成17年4月13日まで）延長する。

三 金融・証券税制

- 1 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率（7%）を適用する。
（注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等
 - (1) 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。
（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年10月1日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

- (2) 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に設定される特定口座について適用する。
- 3 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。
- 4 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」という。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定（追加設定を含む。）の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取った公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用する。
- 5 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口座の継続適用を認める。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に出国をする場合について適用する。
- 6 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を 15%（現行 20%）に引き下げる。（再掲）
(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。
- (1) 転職者等の非課税継続適用期間を 2 年（現行 1 年）に延長する。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に離職等をした場合について適用する。
- (2) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅（年金）非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないものとする。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。
- 8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。
- (1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子 CP）に該当するものを加える。
- (2) 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。
(注) 上記(1)の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記(2)の改正は、平成 18 年 4 月 1 日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。
- (3) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の振替記載等について適用する。

四 法人税制

- 1 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。
 - (1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を7年（現行5年）に延長する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用する。
 - (2) 帳簿書類の保存期間（現行5年又は7年）について、現行5年とされている帳簿書類の保存期間を7年に延長する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度に係る帳簿書類について適用する。
 - (3) 法人税に係る更正の期間制限について、次のとおり見直しを行う。
 - ① 欠損金額に係る更正の期間制限を7年（現行5年）に延長する。
 - ② 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限を5年（現行3年）に延長する。

（注）上記の改正のうち、①の改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、②の改正は平成16年4月1日以後に法定申告期限等が到来する法人税について適用する。
- 2 連結納税制度を選択した法人に対する付加税（いわゆる連結付加税）は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 3 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金額から資本積立金額を控除しないこととする。

五 国際課税

- 1 日米租税条約の改正に関連して、次の措置を講ずる。
 - (1) 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置
日米新租税条約（以下「新条約」という。）において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。
 - (2) 特典制限条項の適用に関する措置
新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典制限条項）が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。
 - ① 特典制限条項のある条約の適用を受けようとする場合には、特典制限条項に関する事項等を記載した条約届出書にこれらに関する書類等を添付して、税務署長に提出するものとする。
 - ② 特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、認定に係る要件に関する事項等を記載した申請書にその要件に関する書類等を添付して、国税庁長官に提出するものとする。
 - ③ その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。

- (3) その他の所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置
新条約において、その他の所得の金額が独立企業間価格を超えるときにおける限度税率による課税規定が設けられたことを受けて、このような場合に限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。
 - (4) 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置
新条約において、新条約が適用される租税に関し、1年間に限り、旧条約の選択適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。
 - (5) 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備
新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。
(日米租税条約の改正に関連する措置の詳細については、別紙のとおり。)
- 2 国内に恒久的施設を有する非居住者・外国法人の受ける一定の国内源泉所得に係る源泉徴収の免除手続を、証明書の提出方式から証明書の提示方式に改める。これに伴い、外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例を廃止する。
(注) 上記の改正は、平成16年7月1日以後に支払を受けるべき国内源泉所得について適用する。
 - 3 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例（いわゆる過少資本税制）について、その適用要件として3倍基準に代えて類似法人基準を用いる場合には、類似法人の過去3年内のいずれかの事業年度の総負債の純資産に対する比率を用いることができるものとする。
(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。
 - 4 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。（再掲）
(注) 上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。
 - 5 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限を2年延長する。
 - 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。
 - 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。

六 年金税制

- 1 公的年金等控除及び老年者控除
 - (1) 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せされている措置を廃止する。
 - (2) 老年者控除を廃止する。
 - (3) 老年者特別加算として年齢65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置を講ずる。
(注) 上記(1)から(3)までの改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。
- 2 公的年金等に係る源泉徴収

- (1) 上記1の改正に伴い、特定公的年金等に係る源泉徴収について、特定公的年金等の支払額からの控除額等の見直しを行う。

(注) 上記の改正は、平成17年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

- (2) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定による特例年金に係る源泉徴収の方法の整備を図る。

(注) 上記の改正は、平成16年6月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

3 確定拠出年金制度

- (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

① 企業型	(現 行)	(改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額3.6万円	月額4.6万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額1.8万円	月額2.3万円
② 個人型		
・ 企業年金がない場合	月額1.5万円	月額1.8万円

- (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

七 地方分権の推進

国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において所得譲与税（仮称）を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。

所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市区町村へ譲与する。

八 その他

1 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 公害防止用設備の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。

① 一般公害防止用設備について、対象設備から産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置を除外した上、適用期限を1年又は2年延長する。

② 家畜排せつ物処理・保管用施設について、対象者を家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の規定による指導及び助言を受けていないこと等の要件を満たす者とした上、その適用期限を平成18年3月31日まで延長する。

③ 脱特定物質対応型設備について、冷凍冷蔵関連装置のうち冷凍陳列棚の品温要件を緩和するほか、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。

- (2) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度における奄美群島に係る措置について、対象事業に農林水産物又は農林水産物の加工品を店舗において販売する事業を加えるとともに、対象事業からソフトウェア業を除外した上、その適用期限を2年延長する。

- (3) 特定再開発建築物等の割増償却制度における雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における対象施設の範囲を見直した上、その適用要件を緩和する。

- (4) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行う。

① 対象となる共済に地震災害を保障する火災共済を加える。

- ② 火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を3年延長する。
- (5) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金に米穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務に係る負担金を加えるほか、高度な技術を開発し又は利用する工業の開発に資するための業務に係る負担金を除外する。
- (6) 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例について、対象となる銀行持株会社等と発行金融機関等との関係を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- (7) 受取配当等の益金不算入制度について、損害保険会社の積立勘定（その運用財産が株式等でないものに限る。）から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を5年間の租税特別措置として創設する。
- (8) 不動産投資法人が特定目的会社の特定資産を取得するためその特定目的会社が発行する優先出資証券のすべてを取得した場合には、一定の要件の下、その優先出資証券について、不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の発行済株式又は出資の総数の100分の50以上を有していないこととの要件を適用しないこととするとともに、その取得した優先出資証券に係る利益の配当について不動産投資法人で課税する。
- (9) 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用対象に、預金保険法第102条第1項第1号の措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による銀行等が発行する株式の引受けに伴い、銀行等が資本の増加の登記を受ける場合を加える。
- (10) 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税措置について、対象範囲につき輸入石油化学製品製造用灯油及び軽油を加える等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- (11) 国産石油化学製品製造用揮発油に係る石油石炭税の還付措置について、対象範囲に国産石油化学製品製造用灯油及び軽油を加えた上、その適用期限を2年延長する。

2 その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

(1) 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- ① 特定余暇利用施設の特別償却
- ② 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却
- ③ 農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却
- ④ 産業活力再生特別措置法、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に係る欠損金の繰越期間の特例
- ⑤ 国有農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- ⑥ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減
- ⑦ 沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

(2) 縮減等

- ① 税額控除等

- イ 増加試験研究費等の特別税額控除制度について、対象となる試験研究費の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）に対する負担金を除外する。
 - ロ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ハ 中小企業投資促進税制について、器具備品の取得価額の最低限度を120万円（現行100万円）に、リース費用総額の最低限度を160万円（現行140万円）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ニ 中小企業等基盤強化税制について、飲食店業を営む法人の対象設備の見直しを行う。
 - ホ 漁業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、対象法人から出資総額1億円超の法人を除外する。
- ② 特別償却
- イ 電線類地中化設備の特別償却制度について、対象設備を見直した上、その適用期限を2年延長する。
 - ロ 航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が140トン未満の航空機を除外するとともに、償却割合を100分の5（現行100分の8）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ハ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に係る措置の建物等の償却割合を100分の7（現行100分の8）に引き下げる。
 - ニ 商業施設等の特別償却制度について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の認定特定事業者に係る措置を除外した上、その適用期限を2年延長する。
 - ホ 再商品化設備等の特別償却制度について、特定家庭用機器廃棄物再生処理装置等を除外するとともに、食品循環資源再生利用設備につき基準取得価額要件（取得価額の100分の75相当額）を設けた上、その適用期限を2年延長する。
 - へ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、タクシーに係る基準取得価額を取得価額の100分の20相当額（現行100分の25相当額）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ト 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却制度について、林業経営改善計画に係る措置を除外した上、共同改善計画に係る措置の適用期限を2年延長する。
 - チ 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、対象となる賃貸住宅から都心共同住宅を除外するとともに、特定優良賃貸住宅の割増率を、耐用年数35年以上であるものにあつては100分の28（現行100分の40）に、耐用年数35年未満であるものにあつては100分の21（現行100分の30）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - リ 倉庫用建物等の割増償却制度について、対象となる倉庫の機能要件の見直しを行うとともに、割増率を100分の10（現行100分の12）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
 - ヌ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる負担金の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）に対する負担金を除外する。

③ 準備金等

- イ 海外投資等損失準備金制度について、資源開発事業法人が行うことができる資源開発事業等及び資源探鉱事業法人が行うことができる事業の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 特定都市鉄道整備準備金制度について、累積限度額を工事費の額の2分の1相当額から5分の2相当額に引き下げた上、平成17年9月30日までに認定された特定都市鉄道整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事につき適用することとする。
- ハ ガス熱量変更準備金制度について、対象事業者から除外する大規模事業者の範囲を見直した上、その適用期限を2年延長する。
- ニ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象となる組合の範囲から中小企業経営革新支援法の組合等又は特定組合等（沖縄振興特別措置法の特定組合等を除く。）を除外する。

④ 登録免許税の特例

- イ 漁業経営改善計画を実施する漁業者が取得する漁船の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、漁船の所有権の移転登記の軽減税率を1,000分の18（現行1,000分の14）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記の軽減税率を1,000分の2（現行1,000分の1.5）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 適用期限の延長

- ① 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。
- ② 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。
 - イ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金
 - ロ 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例
- ③ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- ④ 欠損金の繰戻し還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。
- ⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
 - イ 漁業経営改善計画を実施する者の漁船の割増償却
 - ロ 金属鉱業等鉱害防止準備金
 - ハ 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金
 - ニ マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税
 - ホ 農地保有合理化法人が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - へ 農林中央金庫等が特定農業協同組合等から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - ト 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - チ 卸売市場法の規定による認定に係る登記に対する登録免許税の税率の軽減

- リ 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減
- ヌ 国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の還付
- ⑥ 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。
 - イ 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
 - ロ 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例
 - ハ 約束手形に係る印紙税の税率等の特例（コマーシャル・ペーパーの税率の軽減）

3 その他

- (1) 寄附金控除等の対象となる特定公益増進法人及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に次の業務を行う地方独立行政法人を加えるとともに、公立大学法人に対する寄附金及び相続財産の贈与については国立大学法人と同様の扱いとする。
 - ① 試験研究を行うこと。
 - ② 病院事業を経営すること。
 - ③ 社会福祉事業を経営すること。
 - ④ 介護老人保健施設の設置及び管理を行うこと。
- (2) 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度の適用対象となる地方独立行政法人（上記(1)に掲げる業務を行うものに限るものとし、公立大学法人を含む。）に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを不要とする。
- (3) 交通用具使用者の通勤手当について、通勤距離が片道 45 k m以上の者の1月当たりの非課税限度額を次のように引き上げる。

(現 行)	(改 正 案)
片道 35 k m以上 20,900 円 [ただし、その運賃 相当額が 20,900 円 超の場合は運賃相当 額 (100,000 円を限 度)]	片道 35 k m以上 20,900 円 45 k m未満 [ただし、その運賃 相当額が 20,900 円 超の場合は運賃相当 額 (100,000 円を限 度)]
	片道 45 k m以上 24,500 円 [ただし、その運賃 相当額が 24,500 円 超の場合は運賃相当 額 (100,000 円を限 度)]

(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用する。

- (4) 所得税法等の規定による本人確認の際に提示する確認書類の範囲に、一定の住民基本台帳カード等を追加する。

(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の告知又は告知書の提出の際に提示する確認書類について適用する。

- (5) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者については、青色申告特別控除額を65万円（現行55万円）に引き上げる。なお、簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置は、廃止する。
- （注）上記の改正は、平成17年分以後の所得税について適用する。
- (6) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療を加えるとともに、同法に基づく医療を消費税が非課税とされる療養、医療等の範囲に加える。
- (7) 連結納税制度における投資簿価修正について、その修正事由から連結グループ内の適格合併等を除外する。
- (8) 公益法人等の収益事業に係る課税について、米穀安定供給確保支援機構が行う集荷円滑化対策業務及び債務保証業務を収益事業の範囲から除外するとともに、医療保健業の範囲の整備を行う。
- (9) りんご樹の耐用年数（現行27年）について、わい化りんご樹にあつては20年、その他のりんご樹にあつては29年とする。
- (10) 信託業法の改正に伴い、次の措置を講ずる。
- ① 外国法人である信託会社が受託する一定の信託が国内において支払を受ける一定の利子等又は配当等については、内国法人である信託会社が受託する場合と同様に、所得税の源泉徴収を行わない。
 - ② 特定信託の受託者である外国法人に対しては、特定信託の受託者である内国法人と同様に、その特定信託の各計算期間の所得について、法人税を課す。
 - ③ 信託受益権の譲渡対価の受領者の告知及び居住者等の信託受益権の譲渡対価に関する調書制度の整備を行う。
 - ④ 外国の信託会社の免許等について、登録免許税の整備を行う。
 - ⑤ その他所要の措置を講ずる。
- (11) 都市基盤整備公団が独立行政法人都市再生機構に改組されることに伴い、次の措置を講ずる。
- ① 独立行政法人都市再生機構が都市基盤整備公団から承継した業務のうち国土交通大臣の認可を受けた計画（以下「認可計画」という。）に係る業務が施行される場合において、当該認可計画の施行区域内の都市計画施設の用に供される土地等を有する個人又は法人が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に、当該認可計画に従って、当該土地等と当該機構の当該認可計画の施行区域内にある事業用地との交換をしたときは、一定の要件の下で、課税の繰延べの特例を認める。
 - ② 認可計画に基づき、都市計画施設の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成16年7月1日から平成21年6月30日までの間に当該土地との交換により独立行政法人都市再生機構が有する土地を取得した場合における所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の8（平成19年7月1日から平成21年6月30日までの間に取得する土地について行う所有権の移転登記については、1,000分の10）（本則1,000分の20）に軽減する。
- 4 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成16年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1 住宅・土地税制		
(1) 住宅ローン減税の見直し	2,110	40
(2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の拡充	20	-
計	2,130	40
2 中小企業関連税制		
取引相場のない株式等の相続税の課税価格の計算の特例の拡充	20	10
3 法人税制		
(1) 欠損金の繰越期間の延長	1,270	-
(2) 連結付加税の廃止	650	530
計	1,920	530
4 年金税制		
(1) 公的年金等控除の見直し	1,160	190
(2) 老年者控除の廃止	1,240	210
(3) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	120	10
計	2,280	390
5 その他		
(1) 企業関係租税特別措置の整理合理化	120	100
(2) 青色申告特別控除の見直し	10	-
計	110	100
小 計	1,680	90
6 税源移譲		
所得譲与税(仮称)の創設に伴う減収	4,250	4,250
一般会計分 計	5,930	4,340

- (注) 1. 上表の計数については、10億円未満四捨五入によっている。
2. 住宅ローン減税の見直しによる平年度減収額は、平成16年から20年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収額の平均と改正前の制度(16年中に居住の用に供する場合に適用される制度)を適用した場合の減収額との差額を計上している。
3. 所得譲与税(仮称)の創設に伴う交付税及び譲与税配付金特別会計の増収額は4,249億円である。

別紙 日米租税条約の改正に関連する措置

1 両国で課税上の取扱いが異なる事業体への条約の適用に関する措置

日米新租税条約（以下「新条約」という。）において、両国で課税上の取扱いが異なる事業体に対する条約の適用に関する規定が設けられたことを受けて、そのような事業体に対する条約の規定に基づくわが国の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。

(1) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体が納税義務者とされ、条約相手国において事業体の構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体の構成員が納税義務者とされる場合には、事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定（その居住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。

(2) わが国において取得される所得に関し、わが国において条約相手国の事業体の構成員が納税義務者とされ、条約相手国において事業体が納税義務者とされる場合

条約相手国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその事業体の構成員が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその事業体が納税義務者とされる場合には、構成員が取得する所得に係る源泉徴収税率について、構成員及び事業体に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、条約の規定（その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。また、その構成員が条約相手国の居住者である場合には、その所得に係る納税義務についても、その事業体が支払を受けるものとした場合において適用される条約の規定を適用することができるものとする。

(3) 条約相手国以外の国の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国において事業体が納税義務者とされ、事業体の構成員の居住地国（条約相手国）において構成員が納税義務者とされる場合

条約相手国以外の国（以下「第三国」という。）の事業体によってわが国において取得される所得に関し、わが国においてその第三国の事業体が納税義務者とされるのに対し、条約相手国においてはその第三国の事業体の構成員が納税義務者とされる場合には、第三国の事業体が取得する所得について、事業体及び構成員に関する事項を記載した条約届出書の提出等一定の要件の下で、その構成員のうち条約相手国の居住者である者が支払を受けるものとして取り扱われる部分に限り、条約の規定（その居住者が支払を受けるものとした場合において適用される規定に限る。）を適用することができるものとする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

2 特典制限条項の適用に関する措置

新条約において、条約相手国以外の国の居住者による条約の濫用を防止するため、所定の要件を満たした条約相手国の居住者に対してのみ条約の特典を付与する規定（特典制限条項）が設けられたことを受けて、次の措置を講ずる。

(1) 特典制限条項のある条約の適用手続の整備（条約届出書の記載事項の追加及び所定の要件の確認に関する措置等）

① わが国において取得する源泉徴収に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受けようとする条約相手国の居住者である個人又は法人その他の団体は、条約の適用を受ける際、その者の氏名及び住所等の居住に関する事項、その所得に関する事項などに加えて、特典制限条項の要件に関する事項、条約相手国の納税者番号等を記載した条約届出書に、その要件に関する書類及び居住者証明を添付して、源泉徴収義務者を經由して税務署長に提出しなければならないものとする。

ただし、その提出日前の一定期間内に条約届出書を提出している等一定の場合には、一定の要件の下、条約届出書及び添付書類の提出を省略することができるものとする。

② 申告納税に係る所得に関し特典制限条項のある条約の適用を受ける際にも、上記①の事項等を記載した条約届出書に、上記①の書類等を添付して、税務署長に提出しなければならないものとする。

ただし、その提出日前の一定期間内に条約届出書を提出している場合には、一定の要件の下、上記の書類等の添付を省略することができるものとする。

(2) 条約相手国の居住者の適格性に関する権限ある当局の認定に係る措置

わが国において所得を取得する条約相手国の居住者が、特典制限条項に定められている一定の要件を満たさない場合においても、権限ある当局が認定をするときにはその居住者又はその所得につき条約の特典を受けることができる規定が設けられたことに伴い、権限ある当局の認定について、次の措置を講ずる。

① わが国において所得を取得する条約相手国の居住者である法人その他の団体が、特典制限条項のある条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定を受けようとする場合には、その者の名称及び所在地等の居住に関する事項、認定を受ける事情などを記載した申請書に、その者の居住者証明及びその事情に関する書類等を添付の上、国税庁長官に提出しなければならないものとする。

② その他所要の措置を講ずる。

(3) その他条約の適用手続について、所要の措置を講ずる。

3 その他の所得条項で規定する独立企業間価格超過額の取扱いに関する措置

新条約において、「その他の所得（条約上他の条項の適用がない所得）」の金額が独立企業間価格（注）を超えるときは、その超過額に対して源泉地国において5%（限度税率）を超えない額の租税を課することができる規定が設けられたことを受けて、その超過額に対して条約に定める限度税率により課税を行うために必要な規定の整備を行う。

（注）独立企業間価格とは、その所得の支払者と受益者との間に特別な関係がないとしたならば合意したとみられる額をいう。

4 新条約適用開始後における旧条約適用に関する経過措置

新条約において、新条約が適用される租税に関し、旧条約により認められる特典が新条約により認められる特典に比して有利な者については、その者の選択により、新条約の適用開始時から1年間に限り、引き続き旧条約の適用を認める規定が設けられたことを受けて、新条約の適用開始後においてもなお旧条約の適用を受けるために必要な規定の整備を行う。

5 移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法の整備

新条約において、両国間で、移転価格課税事案についてOECD移転価格ガイドラインに従ってその問題解決を図ることとされたことに併せて、移転価格税制に係る独立企業間価格の算定方法に、OECD移転価格ガイドラインにおいて認められている取引単位営業利益法を追加する。